

瀬上川水系河川整備基本方針

茨 城 県

目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川整備の基本となるべき事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 河口処理に関する事項	5
(5) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	5
(参考図)	
瀬上川水系図	6

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

瀬上川水系は茨城県北部に位置しており、瀬上川が水系内の唯一の河川です。その瀬上川は、源を茨城県日立市大甕町^{おおみか}の丘陵地に発し、住宅地の間を流下し、日立市久慈町^{くじ}において太平洋に面した日立港内に注ぐ流路延長約2.3km（うち二級河川流路延長850m）、流域面積1.59km²の二級河川です。

瀬上川は、以前は一級河川久慈川の河口部で左支川として合流していた一級河川でしたが、久慈川の河口付替えと日立港の整備計画によって、瀬上川は直接日立港に流入することとなり、昭和54年4月4日に二級河川に指定変更され、現在に至っています。

流域の上流部は関東ローム層（火山灰）が分布し、表土は黒ボク土壌であり、久慈川左岸台地に属する台地が形成されています。中流部の台地から平地に至る斜面には見和層（粘土層を含む礫・砂・泥）および多賀層（凝灰質シルト岩）、中流部から下流部に至る平地には沖積層（礫・砂・泥）が分布し、久慈川低地に属する平地に移行します。また、下流部の瀬上新橋（旧国道245号線）より河口に及ぶ区域は港湾整備に伴う埋め立て地です。

流路は、主にゴルフ場、学園、運動場等となっている丘陵地に端を発し流水を集めてJR常磐線沿いに南下し、大溜調節池^{おおだめ}に至ります。

調節池を経た後、流路は日立電鉄に沿って宅地化の進んだ中流部を南下し、久慈浜駅の北側で分岐します。

一方は、日立電鉄の西側を南下し、線路の下を横断して北に流れを変え、もう一方は、線路の東側を南に流れ、久慈浜駅前で合流します。

合流点を経由した流路は、暗渠の中を南東に流れ開渠となり、流下して日立港に注ぎます。この合流点から下流が二級河川です。

流域内の土地利用は、上流域の一部がゴルフ場として利用され、調節池、下流域の高台の自然林を除いて大半が住宅地です。

なお流域とその周辺には、寺社等の歴史資源、スポーツ・レジャー施設、公園緑地などが存在し、観光・レジャーの活性化が図られています。また、日立市の都市計画では、上・中流域の大半が住居専用地域または住居地域、下流域は商業地域、近隣商業地域または準工業地域とされています。さらに、河口部に位置する重要港湾である日立港は、物流拠点の役割を担うと

ともに、親水利用や大規模災害時の防災拠点として機能の整備が期待されています。

瀬上川上流部の沿川は、一部の自然林を除いて、住宅地・公園・広場の人工植栽または裸地となっています。平常時は、水の流れが殆ど無いため、魚類等の生息生育環境としては適していない状況です。

下流部は住宅密集地の間を流下していることもあり、沿川の自然植生は乏しい状況です。また感潮域であることから、河道内の生物は、久慈浜駅付近までボラ等の海水魚の遡上がみられ、瀬上新橋より下流では護岸にカキや緑藻類が付着し、ウミウの飛来もみられるなど感潮河川らしさが現れています。

瀬上川水系の治水事業については、昭和30年代後半から流域の中上流部において市街化が進み、昭和45年11月、昭和46年8月、9月の浸水被害を契機に昭和42年度から始まった日立港港湾整備計画と調整を図り、昭和47年度から局部改良事業に着手しました。その事業は新瀬上橋地点の計画高水流量を $31\text{m}^3/\text{s}$ として上流部から河道拡幅および掘削を実施するとともに、昭和52年から昭和54年にかけて瀬上新橋から河口にかけて港湾事業として河道の整備が進められ、平成6年度に上流部の一部を除き、概ね河川改修が完了しています。

しかし、河川改修後においても波の遡上による溢水被害が発生したことから、平成9年河口部に当面の対策として暫定的に波除堤を設置し現在に至っています。

河川空間の利用については特筆すべき利用はされておらず、河川水についても海水の影響を受けている感潮河川であることから、農業用水等も含めて特に利用はされていません。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川工事の現状、水害発生状況、河川の利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、下水道計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全利用を図ります。

洪水及び高潮等による災害の発生の防止または軽減に関しては、近年の洪水及び波浪発生の実績に鑑み、概ね10年に1回程度発生する規模の降雨により発生する洪水を安全に流下させるものとし、また高潮位時の波浪による被害軽減のための対策等を講ずるものとし、

これらの治水計画は、日立市及び関係機関と調整を図り、水系一貫したものとするとともに、超過洪水対策等も含めて、被害情報伝達体制および警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と協力、連携して推進してまいります。

河川水の利用に関しては、二級河川全区間を含む中流部までが海水の影響を受ける感潮域であり、また上流部についても降雨時を除き流水が殆どないことから、特に河川水の利用はされていません。またこのような現状から、今後とも感潮域も含めて河川の流況を維持していくよう努めます。

河川環境の整備と保全に関しては、都市計画などの諸計画および地域住民との連携を図り、現在の河川環境を維持しつつ、親水性に配慮した整備を行うことにより、親水空間の創出に努めます。

また、水質の保全に関しては、関係機関および地域住民と一体となって取り組んでまいります。

河川の維持管理に関しては、河川の状況を常に把握し、災害発生の防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から、総合的に判断し管理を適切に行います。

また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川と流域住民との連携及び地域活動を推進し、河川に対する理解と関心を深め、住民参加による河川管理を推進してまいります。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、10年に1回程度発生する規模の降雨で発生する洪水を対象とし、そのピーク流量は、基準地点新瀬上橋において $37\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $9\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、河道への配分流量 $28\text{m}^3/\text{s}$ とします。

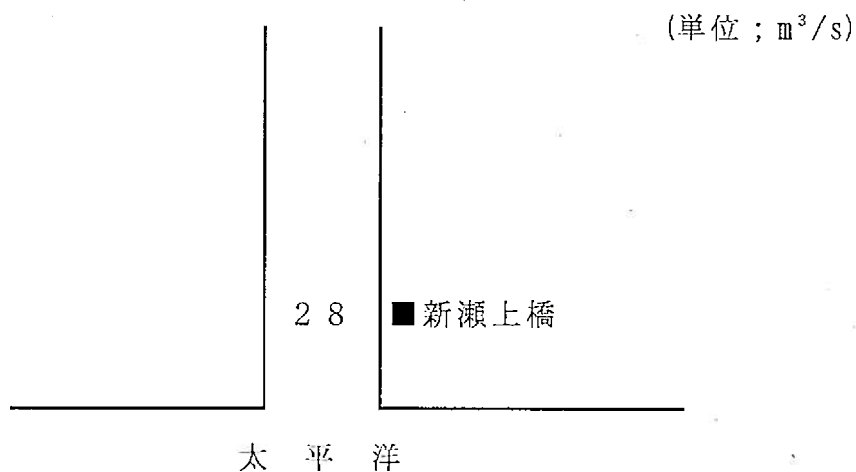
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
瀬上川	新瀬上橋 (河口より0.3km)	37	9	28

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、新瀬上橋地点において $28\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とします。

瀬上川計画高水流量図



- (3) 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとします。

主要な地点における計画高水位等一覧

河川名	基準地点	河口又は合流 地点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
瀬上川	新瀬上橋	0.3	0.93	7

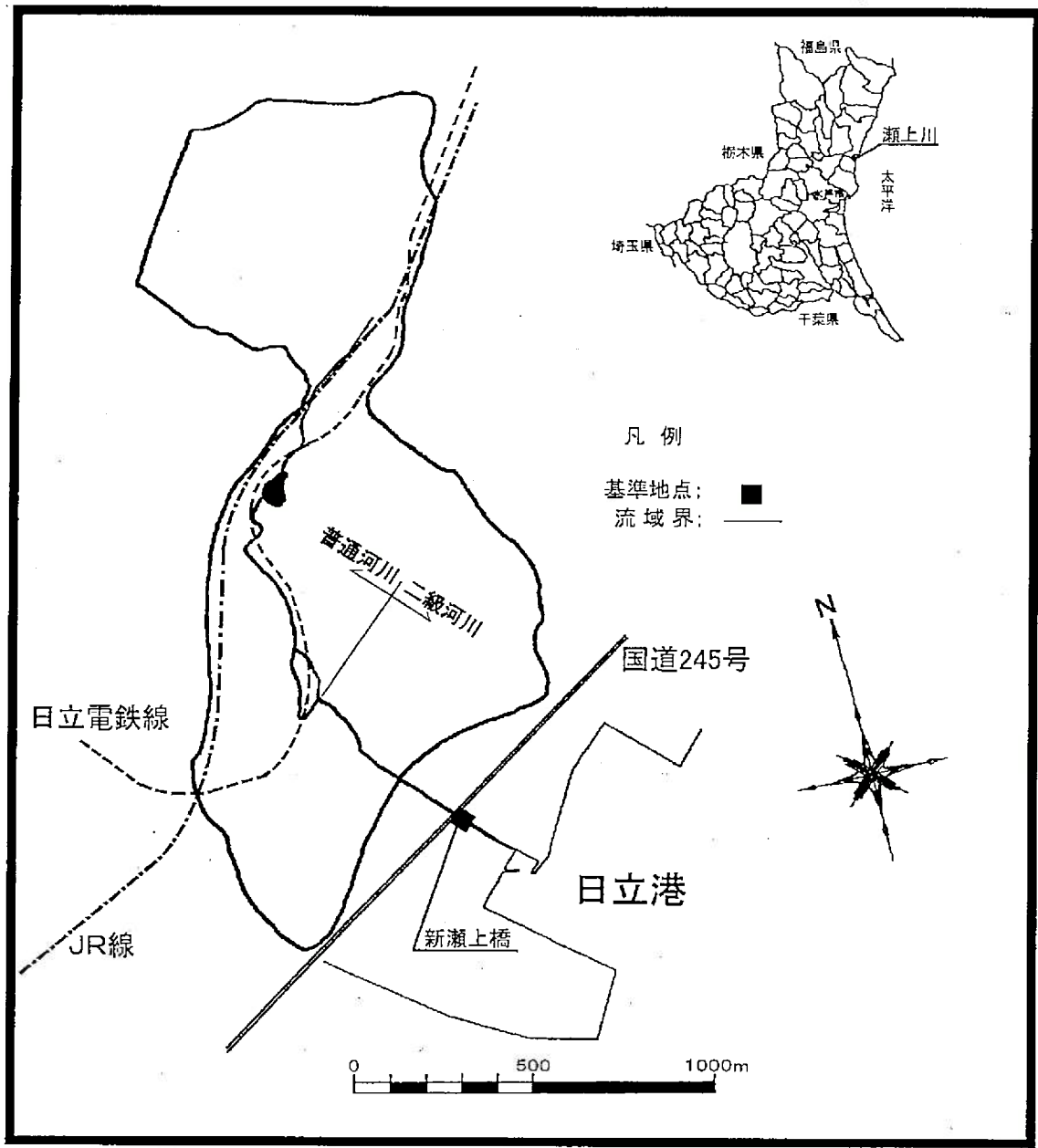
(注) T. P. : 東京湾中等潮位

- (4) 河口処理に関する事項

海から進入した波が、河道内を遡上するとともに波高が増幅し、上流部の低地で護岸より溢水する被害が生じていることから、その被害軽減を図るため河口及び下流部に対策を講じます。

- (5) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

瀬上川水系の既得水利および許可水利は無く、また二級河川全区間を含む中流部まで感潮域であり、またその他現状において特に支障となるものがないことから、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については現状の維持に努めるものとし、今後の水利用等の必要に応じ検討するものとします。



瀬上川水系平面図 (参考図)